

公益財団法人横浜企業経営支援財団
横浜情報文化センター電話交換設備更新業務委託 仕様書

1 件 名

横浜情報文化センター電話交換設備更新業務委託

2 実施場所

- (1) 横浜市中区日本大通 11 番地 横浜情報文化センター 7 階（以下「財団本部」という。）
- (2) 横浜市中区日本大通 11 番地 横浜情報文化センター 1 階（以下「防災センター」という。）

3 実施期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 概 要

本仕様書は、財団本部及び防災センターに設置されている既設電話交換設備を撤去し、新規に電話交換設備の設置を行うにあたり、機器等の機能・性能、並びに設置に伴う業務の仕様を示すものである。

本仕様書に示す機能・性能は、主要事項のみを示したものであり、本仕様書に明示されていない事項についても、設備の構成上当然必要なものは、仕様に含まれるものとする。

5 基本的要件

- (1) 機器等の型式について
機器等は、最新あるいは最新のものと同等であること。また、製造中止を予定しているものは、使用しないこと。
- (2) 機器等の動作について
機器等は、本仕様書に示されている機能・性能について確実に動作すること。
- (3) 機器等の寸法・重量について
機器等は、限られた設置環境を有効に利用するため、適切な寸法・重量であること。
- (4) 機器等の設置について
この仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築設備工事標準図」及び「改修建築工事共通仕様書」（電気設備工事編）の最新版によること。

6 機器等物件

本件における機器等物件は次のとおりとする。

番号	機器等
1	電話交換機一式
2	MDF（電話交換機用端子台）一式
3	ケーブル等材料一式

(1) 製造元・型式名について

機器等物件については、製造元や型式の指定はないが、電気通信回線設備に接続する端末機器は、電気通信事業法に適合したもの又は一般財団法人電気通信端末機器審査協会の認定を受けた旨の表示があること。

(2) 物品の保証

機器等物件の納入後 1 年間（メーカー保証が 1 年を超える場合は、その期間）は、設置の不完全、納入品の欠陥に起因する故障について、受注者の責任及び負担により迅速に修理又は交換を行うこと。

7 設置に際しての条件等

(1) 機器等の設置業務概要

既設電話交換機を運用しながら、新交換機及びその他付属機器を設置後、業務に支障のない日時に切替え、既設電話交換機及びその他付属設備を撤去すること。なお、既設設備は、切替え日まで通常運用するものとする。

(2) 機器の集約・回線統合

既存の電話交換機は、財団本部に 1 台、防災センターに 1 台という構成であるが、上記 2 台の電話交換機を 1 台に集約し、両拠点で円滑に電話業務を行えるようにすること。

また、防災センターのアナログ回線（4 回線）は、本更新のタイミングに合わせて、現行のアナログ回線からひかり回線に変更し、財団本部の現行のひかり回線に追加番号・番号ポータビリティにて組み込むこととする。

(3) データ設定及び動作確認

電話交換機としての必要なデータ設定及び各種試験を行い確実な動作を確認後、切替え日以降、引渡しを行うこと。内線番号等の番号計画は、既設電話交換機のデータを調査後、協議を行った上、設定すること。

(4) 作業時間

原則、平日の午前 9 時から午後 6 時までとする。ただし、業務に支障が出ると思われる作業については、発注者と協議の上、休日又は夜間など上記時間以外に施工するものとする。

(5) 作業届及び資格要件

作業着手にあたっては、現場監督員（現場代理人）及び作業員名簿等を記入した作業届を必要部数提出すること。なお、変更があった場合は、その都度提出すること。

また、主任技術者は工事担任者規則（昭和 60 年 4 月 1 日郵政省令第 28 号）で定める「総合通信」、「第一級アナログ通信」又は「第一級デジタル通信」のいずれかの資格を有している者であること。

(6) 災害防止及び安全対策

受注者は、安全対策に十分注意し、災害防止に努めること。作業従事者の不注意による事故、あるいは施工上の不備に起因する損害は、すべて受注者の責任において処理すること。

(7) 清掃及び養生

日々の作業終了後には、その日使用した資材及び作業具等の後片付け、作業箇所の床その他の清掃を行うとともに、火気の始末については厳重に注意すること。また、必要に応じて既存の建物や備品に養生を施し、汚損を防ぐこと。

(8) 発生材処理

撤去における発生材の処理にあたっては、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に従い、すべて適切に処分し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提示すること。また、収集・運搬、中間処理場及び最終処分場の専門処理業者営業許可証の写しを提出すること。

(9) 完成図書

業務完了後、以下の完成図書（日本語表記）を電子媒体にて1部提出すること。

- ・仕様書等
- ・設置図面（位置図、配線系統図等）
- ・設定データ表（内線表、各種機能設定値等）
- ・試験成績表（通話試験、機能試験結果等）
- ・取扱説明書、保守運用マニュアル
- ・パッケージ等リファレンスマニュアル

8 設置業務仕様

(1) 施 工

現用電話交換設備取替のため、現設備の運用に支障のないように十分注意して施工すること。機器の移動により生じた造営物の損傷については在来部に合わせて補修すること。また、主MDFには、直通の電話配線（更新対象外）も併設設置されているので、詳細を事前に調査の上、当該配線に支障を生じないように作業を実施すること。

(2) 配線施工

電話交換機を1台に集約するにあたり、7階から1階までの配線敷設を行うこと。各ローゼットから直近端子盤までの電子ボタン電話用ケーブル等については、原則、既設再利用とするが、再利用できない場合、必要に応じて電子ボタン電話用ケーブルを引き替えること。

(3) 耐震対策

電話交換機は、地震時に水平移動、転倒及び落下などしないよう、国土交通省国土技術政策総合研究所監修「建築設備耐震設計・施工指針」（最新版）の「自立制御盤」の基準に準じて施工すること。

(4) 撤去及びデータ消去

新交換機の運用に切り替えた後、次のものを撤去すること。旧電話交換機機器内に蓄積されている設定データ、発着信履歴等の個人情報・機密情報は確実に消去・初期化し、不要となった機器等を適切に処分すること。

名称	仕様	数量	単位
電話交換機（主装置）	富士通製 IP Pathfinder S	2	台

(5) 騒音の低減について

強制空冷方式の場合は、冷却ファンの音が交換業務や事務執務の支障とならないよう静音対策等の措置を講じること。予想される騒音値と交換機設置位置について、設置前に発注者と協議し承認を得ること。

(6) 番号計画

番号計画については、発注者の現行運用をベースとし、発注者と協議の上決定すること。

- (7) 市外発信規制
各内線端末における市外発信規制の設定は、発注者と協議の上決定すること。
- (8) 固定短縮ダイヤル
固定短縮ダイヤルの設定は、発注者と協議の上決定すること。
- (9) 内線番号、クラス等
各電話機の内線番号、設置する電話機種及び電話機クラスは、発注者と協議の上決定すること。
- (10) システム切替え
旧システムから新電話交換機へ切り替える作業は、原則として業務影響のない時間帯（夜間・休日等）に行い、業務への影響を最小限に抑えつつ新システムへの移行を完了させること。
- (11) 試験調整
設置機器の通話（通信）試験を実施すること。公衆電話網等への接続確認も含めること。
- (12) 取扱い説明
電話機操作方法のマニュアルを作成し、利用者及び管理者に対して新しい電話交換機システムの操作方法や管理手順の説明を実施すること。
- (13) その他
本仕様書に明記のない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と協議の上、処理するものとする。
- (14) 収容回線について（現状）

場所	回線種類	現用回線情報等	備考
財団本部	ひかり回線	22 番号 16CH	光回線 GW 経由、INS 回線収容
防災センター	アナログ回線	4 回線	ひかり回線へ変更し、財団本部のひかり回線へ追加番号・番号ポータビリティにて組込統合

9 一般事項

- (1) 受注者が事務室等に立ち入り、作業を行う場合には、発注者に事前に作業員の氏名等を届けた上で行うこと。
- (2) 受注者は、作業の実施に当たっては、常に火災、盗難及びその他の事故の発生することのないよう十分注意を払うこと。また、受注者の責に帰すべき事由により発注者の備品・造営物等を破損したときは、発注者にその旨を直ちに通知し、その指示に従うこと。この場合において、受注者は発注者に対し原状回復又は金銭賠償の責を負うものとする。
- (3) 受注者は、業務中は名札又は腕章等を着用すること。
- (4) 受注者は、本業務の遂行上知り得た情報等（ネットワーク構成、職員情報等）について、厳重に管理し、第三者に漏洩してはならない。本契約終了後も同様とする。
- (5) 本業務の実施に当たっては、既存システム及びネットワークの正常稼働に影響を及ぼさないよう、事前に発注者等と十分な調整を行い、細心の注意を払うこと。
- (6) 本業務の実施に当たって機器等の運搬・搬入・配置が必要な場合は、すべて受注者の責任と負担において行うこと。

- (7) 設置機器の稼働において必要となるケーブル、機材及びその他の部材の手配については、すべて受注者の負担とする。
- (8) 配線・機器搬入・設置作業を実施するにあたり、発注者の通常業務に支障がある日は避け、適宜休日等を実施すること。
- (9) 受注者は、本業務の進捗状況及び実施した作業の結果について、発注者に適宜報告すること。
- (10) 障害発生時の対応方法及び移行・切替の対応時期は、実施前に発注者に連絡し、了承を得ること。
- (11) 本業務に関する業務内容及びその他必要事項について疑義が生じたときは、発注者と速やかに協議の上決定すること。

10 機器仕様

項番	項目	内容・仕様
ア	数量	1 式
イ	通信路方式	VoIP 方式
ウ	導入形態	アプライアンス
エ	制御方式	蓄積プログラム方式
オ	通話路方式	時分割 PCM 方式
カ	トラヒック条件	内線 1 回線あたり 6 H C S 以上
キ	入力電源	A C 1 0 0 V
ク	バッテリー	停電発生後、無給電状態で 3 時間以上通常稼働が可能なものを整備すること。
ケ	必要な機能	・ダイヤルイン方式の外線（局線）応答に対応すること。 ・グループ内の電話機に着信があった際、ダイヤル操作等により他の内線から代理応答ができること。 ・空き状態の外線を自動的に割り当て、公衆通話網への発信ができること。
コ	接続する電話機	既設の 12 ボタンデジタル多機能電話機（D-station 51B）74 台・24 ボタン停電多機能電話機（D-station 52PB）1 台を流用にて接続すること。
サ	寸法	床への接地面：500×400mm 以内 高さ：1,100mm 以内 （前項までの仕様を満たすため、筐体を追加することを可とする。ただし、すべての装置を組み立て、ラック等に収容した状態で外形寸法が本項目の範囲内であること。）

シ	設置方法	床置き
ス	マニュアル・説明書	日本語のマニュアル・説明書が添付されていること。
セ	保守サポート期間	納入機器の製造元（メーカー）による保守部品の供給及び技術サポートが、引き渡し後 10 年間以上継続して提供される機器であること。
ソ	保守サービス	当該電話交換機の設置・保守作業を取り扱う事業者（事業所）が横浜市内にあり、障害発生時には発注者の翌営業日に訪問修理が可能であること。 （注）引き渡し後の日常の保守メンテナンス作業については、発注者が本件とは別に契約を予定している。

【参考：基準品】

本業務において基準とする機器構成は以下の通りとする。

項番	商品名	数量	単位	備考
1	ソフトウェア PBX アプライアンス ハードウェア	1	式	エフサステクノロ ジーズ株式会社製 (同等品可)
2	ソフトウェア PBX アプライアンス ソフトウェア	1	式	
3	ソフトウェア PBX 連携モジュール ハードウェア	1	式	
4	ソフトウェア PBX 連携モジュール ソフトウェア	1	式	

【既設流用端末情報】※電話機端末は既設機器を継続利用

- （既設流用品）12 ボタンデジタル多機能電話機（D-station 51B）：計 74 台
内訳：財団本部：63 台 / 情報文化センター：11 台
- （既設流用品）24 ボタン停電多機能電話機（D-station 52PB）：1 台

11 同等品について

設置機器について、上記 10 で示す基準品と規格、品質、性能が同等以上である場合は、入札前に機器明細書及びメーカー・型番・仕様等が明記されたカタログ等資料を提出し、発注者に同等品の確認を受けること。なお、新設する電話交換機本体、既設流用する多機能電話機、停電多機能電話機等は、システムの安定性及び機能連携を担保するため、同一メーカーの製品システムで正常に組み合わせ・動作が保証されるものであること。